

令和5年11月14日
もっこり竹の子観光株式会社

定期監査に起因する行政処分について（お詫び）

令和5年4月25日（火）に関東運輸局自動車監査部の定期的監査を受けた結果、
（1）運送引受書の交付義務違反、（2）運送引受書の記載事項の不備、（3）点呼の記録義務違反、（4）運行指示書の記載事項の不備、（5）運転者に対する指導監督義務違反が発覚しました。

これに伴い、令和5年11月14日付けで本社営業所に自動車等の使用停止処分
12車両×7日間、2車両×8日間の行政処分を命じられました。

弊社としましては今回の行政処分を重く受け止め、再発防止を徹底してまいります。
また、今後は運輸安全マネジメント評価を外部機関に依頼する予定です。

この度の車両停止処分に伴い、お客様を始め、関係各社の皆様に、
多大なるご迷惑とご心配をお掛けしました事を、深くお詫び申し上げます。

もっこり竹の子観光株式会社
代表取締役 三瓶 久一